

○ 特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第百二十八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〇三 略」</p> <p>四 金融機関等 次に掲げるものをいう。</p> <p>「イ〇へ 略」</p> <p>ト 金融商品取引業者を子会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）<u>第二条第三号に規定する子会社をいう。</u>）とする持株会社（自己資本規制比率と類似の基準の適用を受けている者に限る。）</p> <p>「チ・リ 略」</p> <p>〔五〇七十九 略〕</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>「一〇三 同上」</p> <p>四 「同上」</p> <p>「イ〇へ 同上」</p> <p>ト 金融商品取引業者を子会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）<u>第二条第一項第三号に規定する子会社をいう。</u>第三条第三項を除き、以下同じ。）とする持株会社（自己資本規制比率と類似の基準の適用を受けている者に限る。）</p> <p>「チ・リ 同上」</p> <p>〔五〇七十九 同上〕</p>

(連結の範囲)

第三条 前条の連結財務諸表は、連結財務諸表規則に基づき作成するものとする。ただし、特別金融商品取引業者が銀行法第十六条の二

第一項第一号から第十一号まで又は第十六号に掲げる会社を子会社(法第二十九条の四第四項に規定する子会社をいう。)としている場合における当該子会社(以下「金融子会社」という。)については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。

2|| 前項の規定にかかわらず、特別金融商品取引業者が指定国際会計基準(連結財務諸表規則第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。)に基づき連結財務諸表の作成を行っている場合には、前条の連結財務諸表は、当該指定国際会計基準に基づき作成することができる。ただし、金融子会社については、全て連結の範囲に含めるものとする。

3|| 前二項の規定にかかわらず、特別金融商品取引業者が銀行法第十六条の二第一項第五号、第五号の二又は第九号に掲げる会社を子法人等としている場合における当該子法人等については、連結の範囲に含めないものとする。

「項を削る。」

(連結の範囲)

第三条 前条の連結財務諸表は、連結財務諸表規則に基づき作成するものとする。

「項を加える。」

2|| 前項の規定にかかわらず、特別金融商品取引業者の子法人等が銀行法第十六条の二第一項第五号、第五号の二又は第九号に掲げる会社である場合においては、連結財務諸表規則第五条第一項の規定にかかわらず、当該子法人等(以下「保険子法人等」という。)については、連結の範囲に含めないものとする。

3|| 第一項の規定にかかわらず、特別金融商品取引業者の子会社(法第二十九条の四第三項に規定する子会社をいう。)が銀行法第十六条の二第一項第一号から第四号まで、第六号から第八号まで、第十

号、第十一号又は第十三号に掲げる会社である場合においては、当該子会社（以下「金融子会社」という。）について、連結財務諸表規則第五条第二項の規定は適用しない。

（比例連結）

第四条 金融業務を営む関連会社等（銀行法第十六条の二第一項第一号から第四号の二まで、第六号から第八号まで、第十号、第十一号又は第十六号に掲げる会社のうち関連会社等をいう。以下この条において同じ。）について、次に掲げる要件の全てを満たす場合には、第二条の算式において当該金融業務を営む関連会社等を比例連結の方法（会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している特別金融商品取引業者及びその子法人等に帰属する部分を連結の範囲に含める方法をいう。次項において同じ。）により連結の範囲に含めて連結自己資本規制比率を算出することができる。

〔一〇四 略〕

2 前項の規定により金融業務を営む関連会社等を比例連結の方法により連結の範囲に含めて連結自己資本規制比率を算出したときは、その算出方法の使用を中断する旨をあらかじめ金融庁長官に届け出た場合を除き、これを継続して用いるものとする。

（自己資本）

第五条 特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本は、次に

号、第十一号又は第十三号に掲げる会社である場合においては、当該子会社（以下「金融子会社」という。）について、連結財務諸表規則第五条第二項の規定は適用しない。

（比例連結）

第四条 金融業務を営む関連会社等（銀行法第十六条の二第一項第一号から第四号まで、第六号から第八号まで、第十号、第十一号又は第十三号に掲げる会社のうち関連会社等をいう。以下この条において同じ。）について、次の各号に掲げるすべての要件を満たす場合には、前条第三項の規定にかかわらず、第二条の算式において当該金融業務を営む関連会社等を比例連結の方法（会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している特別金融商品取引業者及びその子法人等に帰属する部分を連結の範囲に含める方法をいう。次項において同じ。）により連結の範囲に含めて連結自己資本規制比率を算出することができる。

〔一〇四 同上〕

2 前項の規定により金融業務を営む関連会社等を比例連結の方法により連結の範囲に含めて連結自己資本規制比率を算出したときは、その算出方法の使用を中断する旨をあらかじめ金融庁長官に届け出た場合を除き、これを継続して用いなければならない。

（自己資本）

第五条 特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本は、次に

掲げるもの（第七号ニ及びホに掲げるものを除き、第三条第二項の規定により第二条の連結財務諸表を作成する場合にあつては、同項の指定国際会計基準においてこれらに相当するもの）とする。

「一〇十 略」

「2〇6 略」

（控除すべき固定資産等）

第六条 自己資本から控除すべき固定資産等は、連結貸借対照表の科目その他のもので次に掲げるもの（第三条第二項の規定により第二条の連結財務諸表を作成する場合にあつては、同項の指定国際会計基準においてこれらに相当するもの）とする。

「一〇六 略」

「2〇8 略」

（基礎的リスク相当額）

第二十条 基礎的リスク相当額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 計算を行う日の属する月の前々月以前一年間の各月の営業費用（販売費、一般管理費及び金融費用（現先取引費用を除く。）をい、第三条第二項の規定により第二条の連結財務諸表を作成する場合にあつては同項の指定国際会計基準においてこれらに相当するものをいう。第二項及び第三項において同じ。）の額の合計額に四分の一を乗じて得た額

二 「略」

掲げるものとする。

「一〇十 同上」

「2〇6 同上」

（控除すべき固定資産等）

第六条 自己資本から控除すべき固定資産等は、連結貸借対照表の科目その他のもので次に掲げるものとする。

「一〇六 同上」

「2〇8 同上」

（基礎的リスク相当額）

第二十条 「同上」

一 計算を行う日の属する月の前々月以前一年間の各月の営業費用（販売費、一般管理費及び金融費用（現先取引費用を除く。）をい、第二項及び第三項において同じ。）の額の合計額に四分の一を乗じて得た額

二 「同上」

2 「略」

3 営業費用の計算に当たっては、次に掲げるもの（第三条第二項の規定により第二条の連結財務諸表を作成する場合にあつては、同項の指定国際会計基準においてこれらに相当するもの）を控除することができる。

「一〇六 略」

4 「略」

附則

（米国式連結財務諸表を作成している特別金融商品取引業者に関する経過措置）

第五条 第三条第一項の規定にかかわらず、特別金融商品取引業者が米国式連結財務諸表（米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法により作成した連結財務諸表をいう。）の作成を行つている場合には、当分の間、第二条の連結財務諸表は、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法により作成することができる。ただし、金融子会社については、全て連結の範囲に含めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第三条第三項の当該子法人等については、連結の範囲に含めないものとする。

3 第一項の規定により第二条の連結財務諸表を作成する場合における第五条第一項、第六条第一項並びに第二十条第一項第一号及び第

2 「同上」

3 営業費用の計算に当たっては、次に掲げるものを控除することができる。

「一〇六 同上」

4 「同上」

附則

「条を加える。」

三項の規定の適用については、これらの規定中「第三条第二項」とあるのは「附則第五条第一項」と、「同項の指定国際会計基準」とあるのは「米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法」とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。